

連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図る
パイロットプログラム法案(S299、HR628)が上下両院へ再び上程される

2009年1月26日
JETRO NY 中槇、横田

第111議会(09-10年)が今月初めに開会し、2年間の議会期の幕を開けた。特許改革法案が再度上程されるか否かを含め知的財産関連法案の動向が注目される中、スペクター上院司法委ランキング委員(共、ペンシルバニア)、及びイッサ下院議員(共、カリフォルニア)¹は、22日、連邦地裁判事の専門的知見の強化を目的としたパイロットプログラム設置法案を、上下両院に上程した²。

今般上程された上記法案は、109議会(05-06年)、110議会(07-08年)において下院を通過するも³、いずれも上院審議未了により廃案となっていたものであり、今回で3度目の上程となる。上下両院とも同一内容であり、S.299(上院)⁴、HR628(下院)⁵の法案番号が付され、同日付けで上下両院とも司法委員会へ付託されている。

同法案は、連邦地裁における特許訴訟判決のクオリティー向上を目的としたパイロットプログラムの実施を規定した、109議会、110議会下院可決法案(HR5418、HR34)とほぼ同一の法案(概要は後掲)。特許関連訴訟を担当する判事を指定し、当該判事の専門的知識の向上や技術的知見の向上に資するよう、所要の予算措置を講じるもの。

過去の法案は既報のとおり⁶、下院を通過した後、上院に送られたものの上院での審議未了により廃案となっていたが、今回はこれまでと異なり、上院司法委員会ランキング委員であるスペクター議員が提出者として上院にも同時に法案を上程したことから、上院通過に期待を持つ向きもある⁷。また、既報のとおり、同法案については、米産業界を代表する米国知的財産権者協会(IPO)も支持を表明しているところ⁸。

¹ 下院は、シフ下院議員(民、カリフォルニア)との連名。

² イッサ議員 [プレスリリース](#) (シフ議員、スペクター議員も同プレスリリースを同時実施)

³ [061002【米国IP情報】連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見向上を図るパイロットプログラム法案\(H.R.5418\)が下院を通過](#)、[070213【米国IP情報】連邦地裁判事に対する特許訴訟の専門的知見強化を図るパイロットプログラム法案\(HR34\)が下院を通過](#) 参照

⁴ S.299 法案: <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:s299>;

⁵ HR628 法案: <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d111:h628>;

⁶ 脚注3参照

⁷ 現時点でレーヒ上院司法委員長(民、バーモント)の意向は明らかでない。

⁸ 06年7月11日付けで同法案を支持するとした決議(IPO Board Resolution)を採択している。

なお、今議会における知財関連法案としては、他にランゲル下院歳入委員長（共、ニューヨーク）による「貿易執行法（Trade Enforcement Act of 2009）」が上程されている⁹。

○ パイロットプログラム法案（S299、HR628）の概要

（裁判所の選定）

合衆国裁判所事務総局長（Director of the Administrative Office of the United States Courts）は本法の施行後 6 ヶ月内に、少なくとも 6 つの連邦地裁¹⁰を、3 箇所以上の巡回地区（judicial circuits）¹¹から選定する。選定にあたっては、特許関連裁判の提訴数が多い上位 15 ヶ所の裁判地区、又は特許関連裁判において地域規則（local Rules）を採用している裁判地区から選定する¹²（但し、例外として、10 人以上の裁判官が在籍する裁判所で 3 名以上の裁判官の指定がある場合も可とする）。

（裁判官の指定）

当該パイロットプログラムの対象となった連邦地裁の首席裁判官（chief judge）は、特許関連事件の審理を扱う裁判官を希望者の中から指定する。特許関連事件は、当該指定の有無に関わらず無作為に割り当てられるが、指定裁判官でない者に割り当てられた場合には、担当となることを辞退でき、辞退された事件は他の指定裁判官へ再指定される。

（研修・実習のための予算措置）

指定裁判官の専門的知見の向上や、技術的知見を有するロークラークの報酬（compensation）に充てる経費として、毎年度少なくとも 500 万ドルの歳出権限を付与する。

（パイロットプログラム実施期間）

本プログラムは対象となる連邦地裁を選定後（本法施行後 6 ヶ月以内）、10 年間で終了する。

（議会への報告）

米国裁判所事務局長は両院の司法委員会へ、パイロットプログラムの実施状況を定期的に報告する。報告書には次の分析を盛り込むこと。

- ① 裁判官の専門的知識向上に対する本プログラムの寄与度
- ② 専門知識の向上による裁判効率の改善の程度

⁹ 1 月 14 日上程。110 議会においても同議員により下院に、ボウカス上院財務委員長（民、モンタナ）により上院に上程されたが、実質的な審議が行われることなく廃案となっていたもの。

¹⁰ 過去の法案では、5 つの連邦地裁となっていた。

¹¹ 米国を 11 の巡回区に分割。これに特別地区のワシントン DC と CAFC とを加えて、米国内には 13 の巡回区がある。連邦地裁数は全米で 91。

¹² 新たに local Rules を採用している裁判地区が選定基準（criteria）に追加されている。

- ③ 指定裁判所と指定外裁判所との CAFC での破棄率及び審理期間の比較
- ④ 訴訟当事者が特定の裁判所を選定することを示す証拠の考察
- ⑤ 当該プログラムの他の裁判所への拡大や恒久的適用の是非

(了)